

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

【今井産業株式会社行動計画】

明るく社員がその能力を発揮して働け、楽しく家族と暮らせるような雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間
2. 内容

【目標1】

令和7年3月までに該当社員への育児・介護休業等に関する規程や各種関連制度の個別説明率100%を目指す。

《対策》

- ・ 出産等による該当社員（男性社員も含む）へ「育児・介護休業等に関する規程」や関連法令に基づく各種手続きや諸制度の個別説明を実施する。
- ・ 電子掲示板、ポスター等を活用した育児・介護休業等に関する規程の周知・啓発を実施する。
- ・ 安全衛生委員会等の各種会議体にて、定期的に規程を説明、周知する。

【目標2】

令和7年3月までに、5日を上限とした、理由を問わず利用できる時間単位の年次有給休暇取得を可能とする規程を整備する。

《対策》

- ・ 令和2年4月より年次有給休暇の取得に際し、時間単位の取得が可能な方が良いか、社内のニーズを調査する。
- ・ 令和3年4月より年次有給休暇取得に際し、理由を問わず利用できる時間単位の取得を可能とする試験運用を行う。
- ・ 試験運用に際し、各種会議体や電子掲示板等を活用し、社員に周知する。
- ・ 年次有給休暇が取得しやすい環境となるような職場風土の改革に関する研修等を実施する。

3. 策定日または変更日 令和2年3月10日策定

今井産業株式会社
代表取締役 今井久師